

会議録

会議の名称	第1回東大阪市特別職の議員報酬等審議会
開催日時	令和5年11月1日（水）14時30分から15時40分
開催場所	本庁舎10階 市長応接室、副市長応接室
出席者	小林委員 高橋委員 辰田委員 田中委員 野老委員 平本委員 野田市長 事務局
欠席者	山野委員
案件名	・ 諮問 ・ 審議会の運営等について ・ 資料説明
提出された資料等の名称	・ 市長の退職手当制度の関係法令 ・ 退職手当の性格 ・ 他自治体の報酬審議会における関係答申 ・ 中核市市長の給料、年収等 ・ 民間企業における退職慰労金制度の状況
決定事項	審議会の運営等について
会議の公開、非公開	非公開
会議録の公表、非公表	公表（議事概要）
所管部署（事務局）	行政管理部 職員課

審 議 内 容

野田市長より諮問

本審議会の公開・非公開について

前回と同様に、審議会自体は非公開、議事録については議事概要という形で公表することで決定した。

事務局より資料説明

委員からの意見

- ・ 市長としての功績に対する報酬という考え方は重要。
- ・ 市長の給料月額を低ければよいというものではない。お金のために市長になるわけではないと思われるが、給料月額がいくらかという点は大事。
- ・ 給料月額の検討にあたっては次期以降の人材確保についても考慮する必要がある。
- ・ 市民の多くは市長には退職手当があることを知らないのではないかと。
- ・ 退職手当を廃止して給料月額を増額した場合、給料月額が中核市の中で高い水準になる。

- ・自治体によっては、退職手当を廃止したものの給料月額が増額しなかった自治体もある。
- ・市長の任期中の総収入について、他市と比較した資料をいただきたい。
- ・退職手当として一括で支払うのか毎月の給料に含めて支払うのかによって税額が変わる。
- ・退職手当として任期後に支給する場合、任期中に何か問題があったときには退職手当を減額するということもありうるのではないか。
- ・退職手当のあり方についても考えていく必要がある。

次回の開催日程等

別途調整する。